

国民健康保険税の賦課限度額が

引き上げられました

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40歳から64歳までの方が対象)に分けて賦課しています。

このうち、介護が必要になったときの介護費用の支払にあてる介護納付金分の上限額が、国の法令改正により、これまでの9万円から平成21年度以降は10万円に引き上げられました。なお、医療給付分、後期高齢者支援金分は、据え置きとなっております。

※医療給付費分は、病気や怪我をしたときの医療費の支払にあてるもので、後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度の医療費へ各保険者が負担して拠出されるものです。

○納税通知書を6月中旬に各世帯に郵送します。

【普通徴収】

①納付書で納入される方は、期日までに金融機関でお支払ください。

②口座振替の方は、毎月25日に口座から引き落とします。

【特別徴収】

現在特別徴収で仮徴収(4月・6月・8月)されている方は、平成21年度の保険税の決定額から仮徴収額を差し引いた金額を10月・12月・2月の年金から天引きします。

○納付方法を、年金天引きから口座振替に、変更希望される方は、保険年金係窓口で手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】

- ①印鑑(みとめ可)
- ②口座振替の通帳
- ③通帳の届出印
- ④保険証

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎75-21159

ねんきん定期便を受け取られたみなさまへ

社会保険庁では、平成21年4月より、国民年金・厚生年金の現役加入者のみなさまに「ねんきん定期便」を誕生月にお送りしています。

「ねんきん定期便」では、

○これまでの年金加入期間と年金加入履歴

○加入実績に応じた年金見込額

○これまでの年金保険料の納付額

○月ごとの年金保険料の納付状況

などをお知らせします。

※共済組合員記録にかかる情報は当分の間、送付予定はありません。

「ねんきん定期便」により年金記録をご確認いただき、年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合には、同封の回答票にて、ご回答をお願いいたします。

みなさまの大切な年金記録を正しいものにするため、「ねんきん定期便」による年金記録の確認に、みなさまのご協力をお願いします。

「ねんきん定期便」に関する

お問い合わせは

○ねんきん定期便専用ダイヤル

☎0570-0581555

(ナビダイヤル)

受付時間

月曜～金曜 9時～20時

第2土曜日 9時～17時

○相談窓口を設置します。

毎月第1・第3水曜日に実施している出張相談窓口開設時に、社会保険労務士による「ねんきん定期便」および「ねんきん特別便」に関する無料相談が実施されます。相談ご希望の方は、お手元に届いた「ねんきん定期便」「ねんきん特別便」をご持参のうえ、市役所内相談所(佐賀銀行多久市役所内派出所横)へおこしください。

■問い合わせ

佐賀社会保険事務所

☎31-4191

多久市 市民生活課

保険年金係

☎75-21159